

(単位：千円)

事業名	補正前予算額	要求額	審査額	摘要																								
<p>【産業労働部】</p> <p>新</p> <p>1 中小企業制度融資 損失補償 (債務負担行為)</p>		<p>限度額</p> <p>信用保証協会が 金融機関に代位 弁済した額のうち 10%～30%</p>	承認	<p>県が損失補償を行っている資金のうち22年度中に返済期間を終えるものについて、損失補償期間を5年間延長する。</p> <p>1 起業家育成資金損失補償(平成10年度保証分)</p> <table border="1" data-bbox="1310 539 2085 703"> <thead> <tr> <th></th> <th>件数</th> <th>金額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>現期間内で完済困難(見込み)</td> <td>2</td> <td>3,039</td> </tr> <tr> <td>延長により完済可能(見込み)</td> <td>2</td> <td>3,039</td> </tr> <tr> <td>延長によっても完済困難(見込み)</td> <td>0</td> <td>0</td> </tr> </tbody> </table> <p>2 経営支援緊急融資損失補償(平成9年度保証分)</p> <table border="1" data-bbox="1310 786 2085 951"> <thead> <tr> <th></th> <th>件数</th> <th>金額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>現期間内で完済困難(見込み)</td> <td>135</td> <td>383,009</td> </tr> <tr> <td>延長により完済可能(見込み)</td> <td>94</td> <td>267,961</td> </tr> <tr> <td>延長によっても完済困難(見込み)</td> <td>41</td> <td>115,048</td> </tr> </tbody> </table>		件数	金額	現期間内で完済困難(見込み)	2	3,039	延長により完済可能(見込み)	2	3,039	延長によっても完済困難(見込み)	0	0		件数	金額	現期間内で完済困難(見込み)	135	383,009	延長により完済可能(見込み)	94	267,961	延長によっても完済困難(見込み)	41	115,048
	件数	金額																										
現期間内で完済困難(見込み)	2	3,039																										
延長により完済可能(見込み)	2	3,039																										
延長によっても完済困難(見込み)	0	0																										
	件数	金額																										
現期間内で完済困難(見込み)	135	383,009																										
延長により完済可能(見込み)	94	267,961																										
延長によっても完済困難(見込み)	41	115,048																										
<p>【審査の考え方】</p> <p>金融機関が、中小企業金融円滑化法の趣旨を踏まえ、中小企業からの返済期間の延長の申し出に柔軟に対応できるよう、債務負担行為の設定を承認した。</p>				<p>&lt;延長を行う理由&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・「中小企業金融円滑化法(平成21年12月4日施行。平成23年3月31日までの時限立法)」により、金融機関は中小企業からの融資の条件変更の申し出に柔軟に対応するよう努めることとされた。</li> <li>・県が損失補償を行っている資金については、県が信用保証協会に対する補償期間を延長しないと、金融機関が返済期間の延長に柔軟に対応できないことから、延長措置を行うものである。</li> </ul>																								

産業労働部